

第25回期 第29回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年11月18日(火) 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員9人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則
推 進 委 員	(簗 輪 ・ 袖 山)	関根	盛夫
同	(中 根 松)	会田	信二
同	(大 草)	斎藤	良文
同	(小 貫 ・ 太 田 輪)	薄井	常義
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	須藤	寿行
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	鈴木	政吉
同	(山 白 石)	岡田	勇弥
同	(浅 川 ・ 滝 輪)	緑川	孝雄
同	(東 大 畑 ・ 畑 田)	小室	一男

4 欠席委員(4名)

推 進 委 員 (山 白 石) 我妻 伸司

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付議事項

(1) 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

(2) 議案第74号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

31件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子
主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第29回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日もご多忙のなか、ご参集頂き誠にありがとうございました。 また、先日の飯坂での県下農業委員会大会に参加されました方々大変お疲れ様でした。 記念講演では、食料安全保障の話がなされ大変興味深い話を聞くことができたと思っております。 今、国会は新政権発足により、新総理大臣、新閣僚となりましたが、コメの値段が下がらないとか台湾問題で大揺れに揺れております。私たち農業委員会は来週東京にて福島県選出国會議員との懇談会が予定されており、この前の農業委員会大会で決議された内容で申し入れを行う予定となっております。私たちは、これからも農業委員会の立場からまた農家の立場からいろんな意見を上の方に押し上げていきたいと考えておりますので皆様これからもご支援方どうかよろしくお願いいたします。 また、朝晩大変寒くなってきております。どうかお体に気を付けてお仕事に頑張ってくださいと思います。 今回の議案ですが、議案第73～75号、案件として34件でございます。件数が多いですが皆さん本日も真摯なる審議をどうぞよろしくお願いいたしまして挨拶といたします。
会 長	本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第27回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、1番、兼子泰彦委員、2番、高坂和幸委員を指名いたします。

<p>事務局長</p>	<p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事日程第3、議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について①を上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(議案第73号①朗読)</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第73号①について、里白石・福貴作・染地区推進委員 須藤寿行委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>須藤委員</p>	<p>里白石、福貴作、染地区担当の推進委員、須藤寿行であります。 議案第73号、農地法第3条の①についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、***氏、譲受人、***氏、以下記載のとおりです。 11月8日午前8時より地区副担当の鈴木政吉委員、富永勉委員、鈴木啓委員及び譲渡人、譲受人立会いのもと現地にて調査をしてまいりました。</p> <p>申請の事由であります但これまで譲渡人は申請した物件を耕作しておりましたが、耕作する後継者がいないこと、高齢になってきたことを考慮して今回、同地区の譲受人に所有権移転をするものです。</p> <p>譲受人は田約***㎡、畑***㎡を耕作しており、安定した農業経営をしております。譲受人の自宅のすぐ前にある申請地の田を求めたいとの意向があったことから、今回の売買につながったものであります。農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題はなく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上であります。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請は経営規模拡大及び効率化のための売買ということで申請がありました。申請地である***番地は、もともと譲受人の所有地でしたが、平成11年に譲渡人さんの親である***さんに譲渡されました。***さんがお亡くなりになった後、譲受人の自宅から近く管理がしやすいことから、隣接する***番地と合わせて譲受人が買い取るようになったとのことでした。取得後は地域の水利調整や利用調整に協力し、道路や水路、ため池などの共同利用施設の取決めを遵守し、水稻の栽培を行うとのことでした。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>

<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第73号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第73号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について②を上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(議案第73号②朗読)</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第73号②について、里白石・福貴作・染地区推進委員 須藤寿行委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>須藤委員</p>	<p>里白石、福貴作、染地区担当の推進委員、須藤寿行であります。</p> <p>議案第73号、農地法第3条の②についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、****氏、譲受人、****氏以下記載のとおりです。</p> <p>11月12日午前9時より地区副担当の鈴木政吉委員、富永勉委員、及び譲受人立会いのもと現地にて調査をしてみました。</p> <p>申請の事由であります譲渡人は申請した物件について遠方にお住まいであり、土地の維持ができないとのことでありますので、同地区の譲受人に所有権移転をするものです。譲渡人は遠方にお住いのため当日の現地立ち会いはできませんでしたが、何度か電話連絡をしまして今回の所有権移転については了承しているということであります。</p> <p>譲受人は田約****㎡、畑約****㎡を耕作しており、安定した農業経営をしております。</p> <p>譲渡人と譲受人の関係ですが譲渡人の親御さんと譲受人は従弟という関係から譲受人がこれからのことも考えて声をかけたことで、今回の売買につながったものであります。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題はなく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上であります。</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人については、****地区にて水稻を中心に、きゅうり、トマト等の野菜を生産している認定農業者であります。譲受人は同地区の多くの耕作面積を担っており、今回の申請地のうち、***番地は現在譲受人がすでに耕作されています。</p> <p>取得後は地域の水利調整や利用調整に協力し、道路や水路、ため池などの共同利用施設の取決めを遵守し、水稻の栽培を行うとのことです。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第73号②について、質疑ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第73号②について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全員賛成ですので、議案第73号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第74号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての議案に移りますが、その前に議案第74号の①から⑳、および㉑から㉓はそれぞれ関連がありますので一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、議案第74号①から㉑、および㉑から㉓は一括審議とします。</p> <p>それでは、議案第74号、農地中間管理の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について①から㉑を上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>(議案第74号①～⑳朗読)</p> <p>続けて補足説明いたします。本案件は、農地中間管理事業に伴うものであります。</p> <p>内容としましては、農地中間管理機構である公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けた農地を、受け手へ分配する案となっております。</p> <p>この促進計画については農地中間管理機構が定めるものであり、内容に関して意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通して県に提出され、県知事の認可後に公告されることとなります。</p> <p>①から⑳は農地の出し手である****さん他23名から農地中間管理機構へ貸し付ける案、㉑～㉓は農地中間管理機構から****さん他4名が借り受ける案となっております。</p> <p>借り受け人となる5名は、****地区および隣接する****地区で水稲を中心に経営されている認定農業者、農地所有適格化法人です。</p> <p>今回の申請については、10年前に****地区で行われた農地中間管理機構を通じた賃貸借契約の契約期間が満了するということで、更新分の内容となっており、実態としてはすでに借り受け人が耕作している状態です。</p> <p>促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定される、継続的な農業経営状況、従事日数、対象農地の賃借権の設定等を受けるすべての者の同意が得られていること等の要件をすべて満たしていると思われまます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第74号①から㉓について、里白石・福貴作・染地区推進委員 鈴木政吉委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>里白石・染・福貴作地区担当推進委員の鈴木政吉です。</p> <p>議案第74号、農用地使用集積等促進計画(案)①～㉓についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>今回は更新の案件になりますので、貸付人には連絡をしておりません。11月9日から12日の間、借受人5名について電話連絡または直接訪問し、面積や地番などの内容に問題はないことを確認してまいりました。</p> <p>事務局から説明があったとおり、集積計画の内容は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をいずれも満たしていると思われ、今回の促進計画案は問題ないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第74号①から㉓について質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

	<p>異議なしと認め、農業委員の採決をとります。</p> <p>議案第74号①から⑳について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第74号、農地中間管理の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)①から⑳については許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第74号、農地中間管理の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について㉑から㉓を上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>(議案第74号㉑～㉓朗読)</p> <p>続けて補足説明いたします。本案件は、農地中間管理事業に伴うものであります。</p> <p>㉑は農地の出し手である****さんから農地中管理機構へ貸し付ける案、㉒は農地中間管理機構から****さんが借り受ける案となっております。</p> <p>先月の総会で許可相当と認められました、貸付人の農地を借受人が借り受ける促進計画について、****番地と今回の申請地との間には畦畔がなく1枚の田となっております。本来であれば先月の案件に含めるべきでしたが、申請が漏れていたため今回1件だけ促進計画案が作成されることになりました。</p> <p>促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定される、継続的な農業経営状況、従事日数、対象農地の賃借権の設定等を受けるすべての者の同意が得られていること等の要件をすべて満たしていると思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>議案第74号㉑から㉓について、蓑輪・袖山地区推進委員 関根盛夫委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
関根委員	<p>蓑輪・袖山地区担当推進委員の関根です。</p> <p>議案第74号、農用地使用集積等促進計画(案)㉑～㉓についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>貸付人、****さん。借受人、****さん。以下記載のとおりです。</p> <p>今回の案件は前回総会の続きとなりますので立会人の依頼はしておりません。借受人については、認定農業者であり、家族と協力して経営を行っています。</p> <p>経営状況からみて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第</p>

<p>会 長</p>	<p>5項の要件をいずれも満たしていると思われ、今回の促進計画案は問題ないものと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明及び地区推進委員の発言が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第74号㊸から㊹について質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、農業委員の採決をとります。</p> <p>議案第74号㊸から㊹について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第74号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について㊸から㊹は、許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第75号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(議案第75号朗読)</p>
<p>会 長</p>	<p>議案の審議に入る前に、本議案については****委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退室していただきます。</p>
<p>**委員</p>	<p>(退 室)</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは議事を再開します。事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。</p> <p>農業経営改善計画は、農業委員会の意見決定と、町、JA、普及所などの関係機関で構成された審議会を経て認定されます。</p> <p>また、計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。</p> <p>皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、1枚目をご覧ください。申請者は****さんです。今後地域の担い手として経営規模を拡大していきたい意向であり、補助事業や様々な情報提供を受ける可能性を広げたいということで改善計画書が提出されました。</p>

	<p>①の(2)に記載のとおり、5年後の年間農業所得が724万円、年間労働時間は1,600時間であり、基本構想に沿った内容となっております。</p> <p>作目は水稻の単一経営です。</p> <p>栽培面積については、現状が170アール、5年後の目標が1,000アールとなっており、内訳は2枚目の(3)のアに記載のとおり、借入地が増の計画となっております。</p> <p>続けて2枚目中段をご覧ください。③～⑥にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより、定めた目標を到達する計画です。</p> <p>浅川町農業委員会として、****さんの経営改善計画は基本的な構想に沿ったものであると認められるか、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>本申請は大草地区の方となりますが、大草地区推進委員 斎藤良文委員より意見がありましたら発言願います。</p>
斎藤委員	<p>大草地区担当推進委員の斎藤です。議案第75号について意見を申し上げます。</p> <p>ただいま事務局から説明があった通り、****さんは現在苗や土の販売、農薬散布を請け負う業者として地区内外を問わず多くの方から信用を得ている人物であります。また、目指す目標が明確であり担い手として地域農業に貢献できる人物であると考えておりますので、改善計画の認定に関しては何ら問題ないと思われれます。以上です。</p>
会長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の発言が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第75号について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第75号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第75号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定については、許可相当と意見決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、****委員に対する議事参与制限を解除します。</p>
**委員	<p>(入室・着席)</p>

<p>会 長</p> <p>生田目主査</p>	<p>****委員に報告します。議案第75号は許可相当と意見決定されました。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>(1) 農業委員の改選について、事務局より説明願います。</p> <p>農業委員・推進委員の改選について説明させていただきます。</p> <p>みなさんご存じのとおり、現体制の第25回期浅川町農業委員会につきましては令和8年7月19日をもって任期満了となりますので、次の任期を担っていただく農業委員・推進委員を決める準備をしていく必要があります。</p> <p>委員を選出していただくにあたり、提出書類などの事務的な内容は、今後開催予定の行政区長に向けた説明会の中で説明する予定ですので、本日は農業委員・推進委員の要件等について再確認していただき、地区の話し合いなどで新しい委員を決める際の参考としていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>まず、定数についてですが、現在農業委員は10名、推進委員は10名ということが浅川町の条例で定められています。</p> <p>この人数の根拠については、配布資料の1『農業委員・農地利用最適化推進委員の定数について』に記載しております。</p> <p>((1)の説明)</p> <p>推進委員の定数については、(2)に記載のとおりです。</p> <p>((2)の説明)</p> <p>以上のことから、現在条例で定められている定数を変更する必要はありませんので、今回の改選では農業委員、推進委員の人数はそれぞれ10名ずつ選出させていただきます。</p> <p>続いて農業委員選出の要件についてです。資料の2をご覧ください。</p> <p>((1)～(5)朗読)</p> <p>認定農業者が半分以上占めることとされていますが、現在浅川町ではこの要件を満たしておりません。ただし、要件の緩和措置として、農業委員のうち4分の1が認定農業者で、かつ議会の承認を得ていれば良いとされています。</p> <p>10人の4分の1は2.5なので3人以上農業者がいればよいということになります。</p> <p>中立委員については、農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する公平公正な判断のため、利害関係を有しないものが1名以上いなくてはならないとされています。具体的には行政書士や司法書士のほか、会社員、商工業者、教育関係者などの農業に従事していない方を広く指します。</p> <p>中立委員の選出については、全体的な人口数を考慮し浅川地区から1名お願いしたいと考えております。なお、浅川地区からの選出が困難な場合は、早めに農業委員会事務局にご連絡いただき、ほかの地区も含めて候補者の選出をしたいと考えております。</p>
-------------------------	--

女性農業委員の登用については、福島県内は特に農業委員に占める女性の割合が低いとのことで、福島県農業会議が7月に主催した改選事務研修会の中でも課題として取り上げられ、J A女性部などの団体に積極的に働きかけていくよう話があったところです。

浅川町農業委員会においては、第23回期に女性の農業委員さんが1名いたことがあります。女性1名だけだと総会や出張の時にどうしてもやりにくさがあるでしょうから、できれば2名以上女性の方がいてくださるとよいのかなと事務局としては考えているところです。

女性農業委員については、選出地区の選定はしません。各地区で委員になっていただける方がいた場合は、推薦書の提出を待たずに分かった時点で事務局にご連絡をお願いします。全体の動向を見てなかなか候補者が現れない場合は、事務局でも人員の選出を検討したいと考えています。

次に、農地利用最適化推進委員を委嘱する際の要件についてです。資料の3をご覧ください。

推進委員については、農業委員のように細かい要件が定められていません。農地利用の最適化推進に熱意と識見を有する者とされています。具体的には、普及指導員の経験者や経営を次世代に譲った農業者、農業委員経験者など、専門的な知識を有する方が望ましいとされています。

農業委員、推進委員の活動内容については皆さん実際にやられていることですのでここでの説明は割愛させていただきます。

報酬については現在と変更ありません。

推進委員の地区割についてご説明します。資料の4『農地利用最適化推進委員の区域と定数について』をご覧ください。

推進委員については、地区ごとに人数を定めて募集することとなっております。現在の地区割については資料に記載のとおりで、農地面積等により人数を割り振りしています。令和7年現在の農地面積ですが、前回改選時から変更はあるものの地区別でみたときの対比率が変わるほどの増減はありませんので、地区割については前回改選時と同じ人数で募集する予定です。

また、農業委員の募集については、地区割で人数を割り振りするよう定められてはいませんが、前回改選時は、地区ごとのバランスを考え、推進委員の地区割ごとに1名選出していましたので同じく選出をお願いしたいと思います。各地区ごとの委員の数が9名となり、中立委員を1名プラスして10名とさせていただきます。

次に、資料の5『兼職ができない者について』です。記載のとおり、市町村職員は原則農業委員会を兼職できないものとされておりますが、自治体による承認があった場合は兼職ができることとされております。

現在、****さんが役場の会計年度任用職員でありながら推進委員を兼務していただいております。会計年度任用職員というのが前までは臨時・嘱託職員と呼ばれていた人たちのことで、令和2年度から制度が変わり、基本的には職員と同じ権限を有することとなっております。フルタイムとパートタイムで副職の制限などがあるのですが、今後は一

	<p>律、会計検度任用職員は一般の職員と同じく農業委員の兼職はしないものとして、浅川町農業委員会では取り扱いをすることといたします。ですので、委員を選出していただく際は役場職員及び会計年度任用職員は避けていただくようお願いします。</p> <p>最後に、今後のスケジュールについてです。資料の6をご覧ください。 (資料読み上げ)</p> <p>12月22日に開催予定の説明会については行政区長さんを対象としておりますが、委員さんの中で説明を聞いておきたいという方がいらっしゃる場合は自由に参加していただいて結構です。開催通知は送付いたしませんので、12月22日 火曜日の午後6時半に役場2階大会議室へお越しくください。</p> <p>説明は以上となります。</p>
会 長	<p>ほかに皆さんから何かございませんか。 なければ、事務局より連絡事項お願いします。</p>
事務局長	<p>①次回総会12月16日(火)午後1時30分より開催予定です。総会終了後に、農業者との意見交換会を開催しますので引き続き出席願います。</p> <p>②10月分の活動記録簿を事務局まで提出願います。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第29回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦労様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)